

# 第2次 島根県無電柱化推進計画

令和7年3月

島根県

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。これまで無電柱化は、防災性の向上、安全・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっている。

このため、県においても、近年頻発する災害や高齢化等に対応し、無電柱化の多様な整備手法や低コスト手法の活用、道路における占用制限などにより、島根県内の無電柱化をさらに推進するため、新たな島根県無電柱化推進計画を策定する。

本計画は、無電柱化法に基づく島根県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 島根県における無電柱化の現状

島根県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、島根県が管理する無電柱化が必要な道路においては令和6年度末現在、約41.86kmの無電柱化が完了している。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により島根県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

## 2. 無電柱化の手法

無電柱化を推進するためには、多様な事業手法が不可欠であり、現地の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本とする。

### ① 無電柱化の構造

#### a) 管路構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

#### b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設する方式。

#### c) 直接埋設構造

ケーブルを地中に直接埋設する方式。

#### d) 軒下配線

建物の軒等を利用して電線類の配線を行う方式。

e) 裏配線

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

② 事業手法

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する方式。

b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

3. 無電柱化推進計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする。

4. 無電柱化の対象道路

目的に応じて、以下のような道路を対象に重点的に無電柱化を実施する。具体的な無電柱化実施区間については、島根県無電柱化実施方針により着実に実施する。

①防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、より被害が甚大となりやすいことや、近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、重点的に推進し電柱倒壊リスクの解消

を目指す。

## ②安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく特定道路、人通りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進する。また、占用制限も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。

## ③景観形成・観光振興

世界遺産、日本遺産等の周辺地区、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地、重要伝統的建造物群保存地区、景観法（平成 16 年法律第 110 号）や景観条例に基づく地区、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づく地区など地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

## 5. 無電柱化の推進に関する目標

令和 11 年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

- ・ 島根県の無電柱化整備率<sup>※1</sup>を 92.9%（令和 6 年度末）から 94.9%（令和 11 年度末）に向上させる。

※1 電線管理者と無電柱化を実施する箇所として合意した延長 45.58 km に対する整備率

整備率 (%) = 整備済み延長 / 45.58 km

令和 6 年度末の整備延長 42.25 km

令和 11 年度末の整備延長 43.18 km（目標値）

本計画期間内に無電柱化を推進する箇所は別紙一覧及び位置図のとおり

## 6. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

### 1. 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### ①電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に

際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

## ②単独地中化方式

電線管理者が整備する単独地中化方式においては、地域住民等の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

## ③軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実現可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

## 2. 緊急輸送道路の電柱を減少

### 1) 新設電柱の占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、島根県の緊急輸送道路においても実施する。

### 2) 既設電柱の占用制限の実施

既設電柱の占用制限措置の実施について、引き続き検討する。

## 3. 新設電柱の抑制

### 1) 道路事業と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第12条に基づき、道路事業に併せ無電柱化を行う際は、電線管理者との調整を行い、円滑に事業が実施されるよう協力する。

また、道路事業に併せて無電柱化を実施する際には、バイパス又は現道拡幅により歩道等を整備し、電線類の収容空間を確保する。

### 2) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

市街地開発事業等について、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知し、無電柱化を推進する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、

円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

## 7. 関係者間の連携の強化

### 1) 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる中国地方ブロック無電柱化協議会島根県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

### 2) 工事・設備の連携

島根県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

### 3) 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### 4) 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 8. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、ホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げる。

## 2) 無電柱化情報の共有

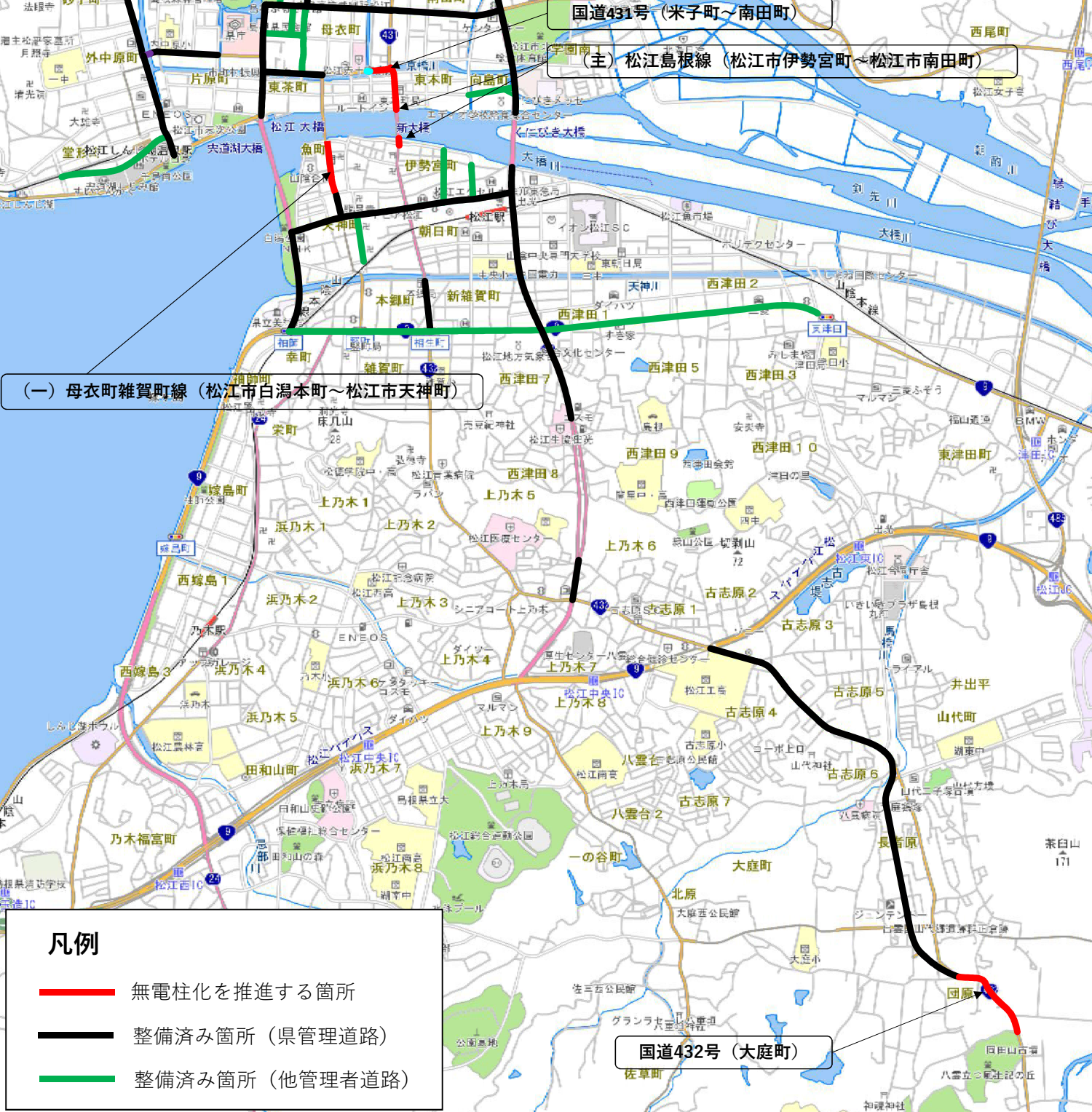
国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、島根県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。



〈無電柱化を推進する箇所一覧〉

路線名	位置	整備手法	備考
国道 432 号	松江市大庭町	電線共同溝方式	
国道 431 号	松江市米子町～松江市南田町	電線共同溝方式	
(主) 松江島根線	松江市伊勢宮町～松江市南田町	電線共同溝方式	
(主) 安来木次線	安来市飯島町	電線共同溝方式	
(主) 斐川出雲大社線	出雲市大社町	要請者負担方式	
(主) 松江木次線	雲南市大東町	電線共同溝方式	
(一) 母衣町雑賀町線	松江市白潟本町～松江市天神町	電線共同溝方式	
(一) 益田港線	益田市中島町	電線共同溝方式	
(主) 三瓶山公園線	大田市大田町大田	電線共同溝方式	

# 松江市



(一) 母衣町雑賀町線 (松江市白湊本町～松江市天神町)

国道431号 (米子町～南田町)

(主) 松江島根線 (松江市伊勢宮町～松江市南田町)

国道432号 (大庭町)

## 凡例




- 無電柱化を推進する箇所
- 整備済み箇所 (県管理道路)
- 整備済み箇所 (他管理者道路)

# 安来市



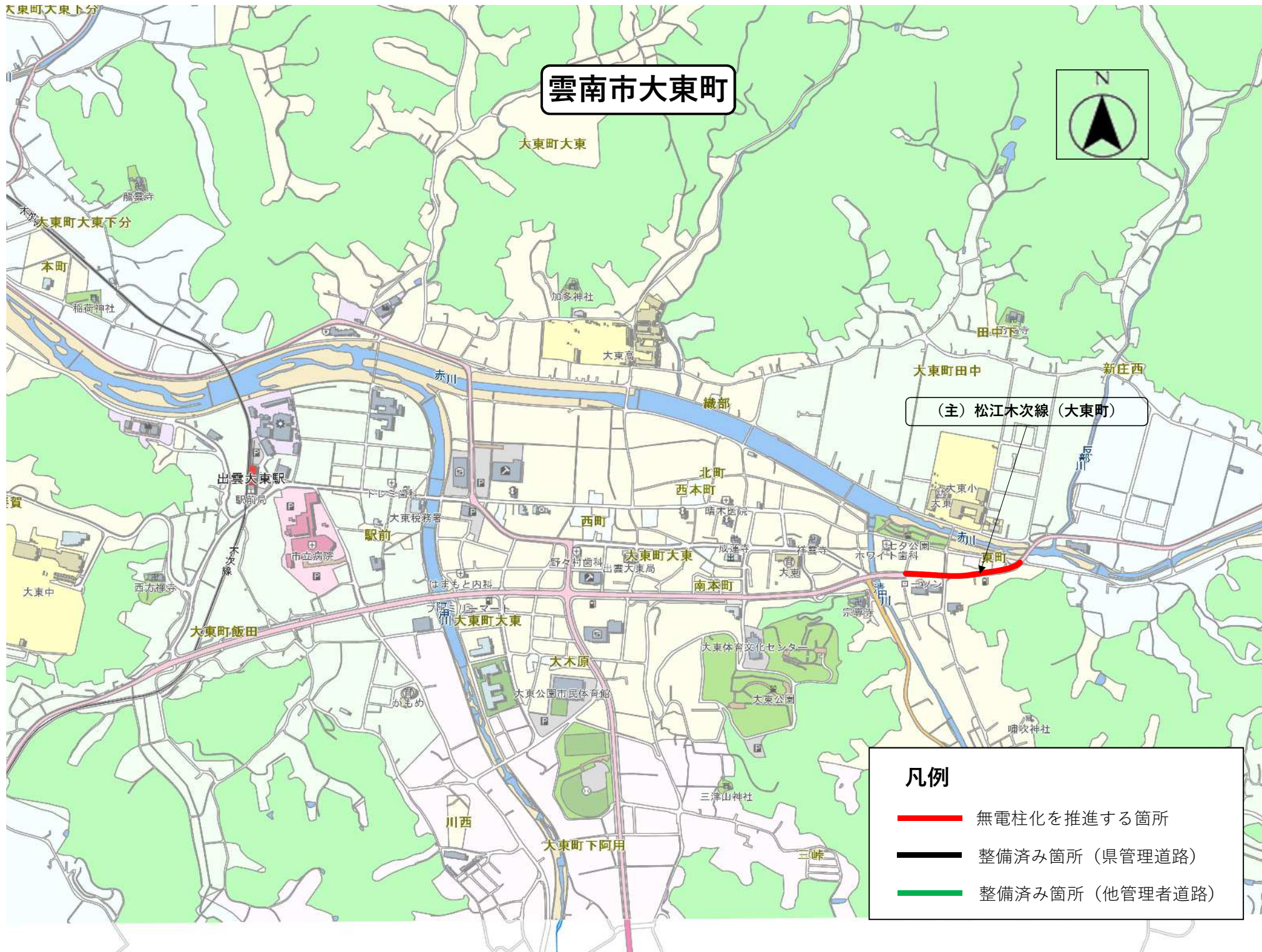
(主) 安来木次線 (飯島町)

## 凡例

-  無電柱化を推進する箇所
-  整備済み箇所 (県管理道路)
-  整備済み箇所 (他管理者道路)






# 雲南市大東町

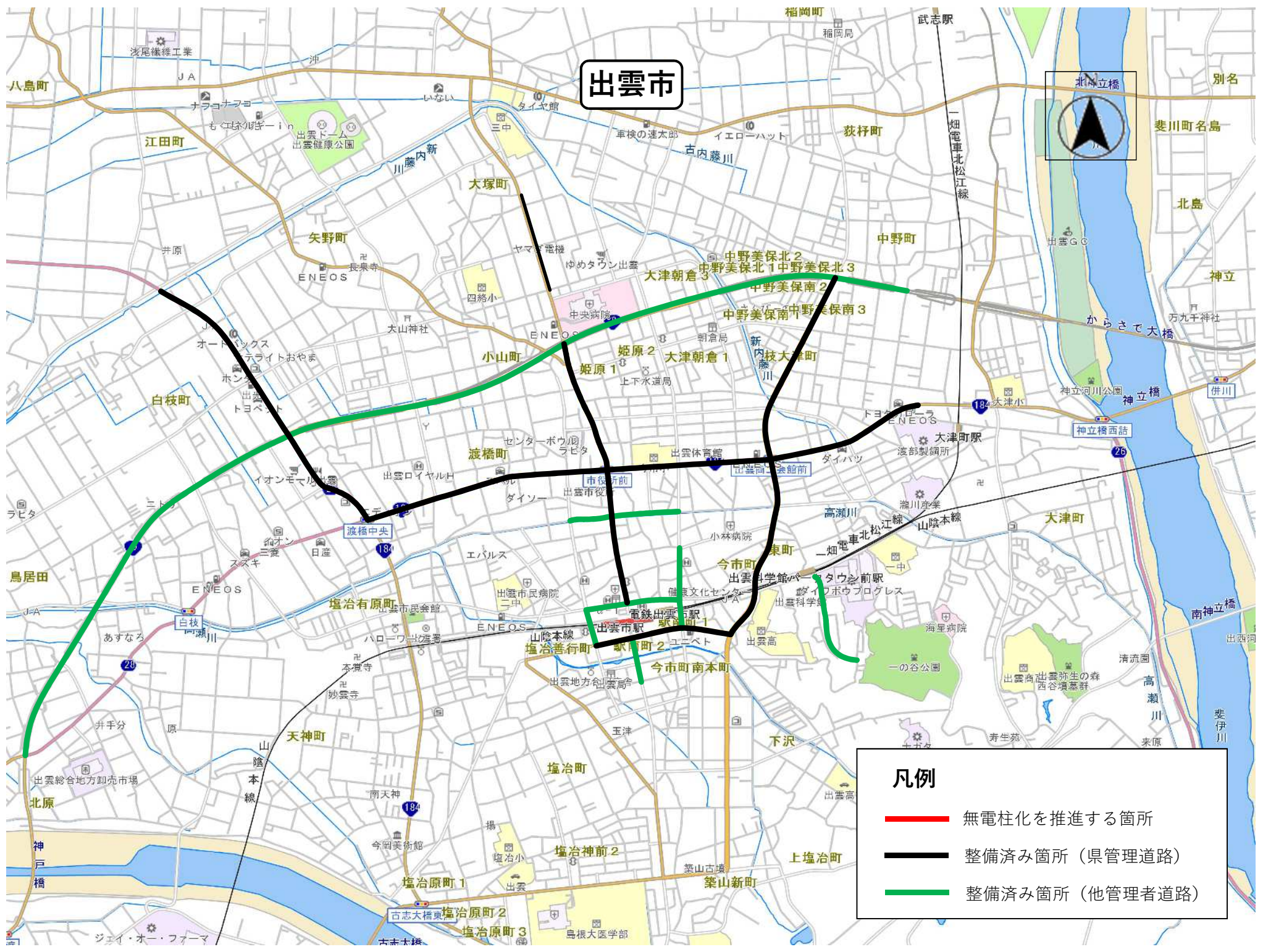


(主) 松江木次線 (大東町)

## 凡例

-  無電柱化を推進する箇所
-  整備済み箇所 (県管理道路)
-  整備済み箇所 (他管理者道路)

# 出雲市



### 凡例

- 無電柱化を推進する箇所
- 整備済み箇所（県管理道路）
- 整備済み箇所（他管理者道路）

# 出雲市大社町



坪背山  
371

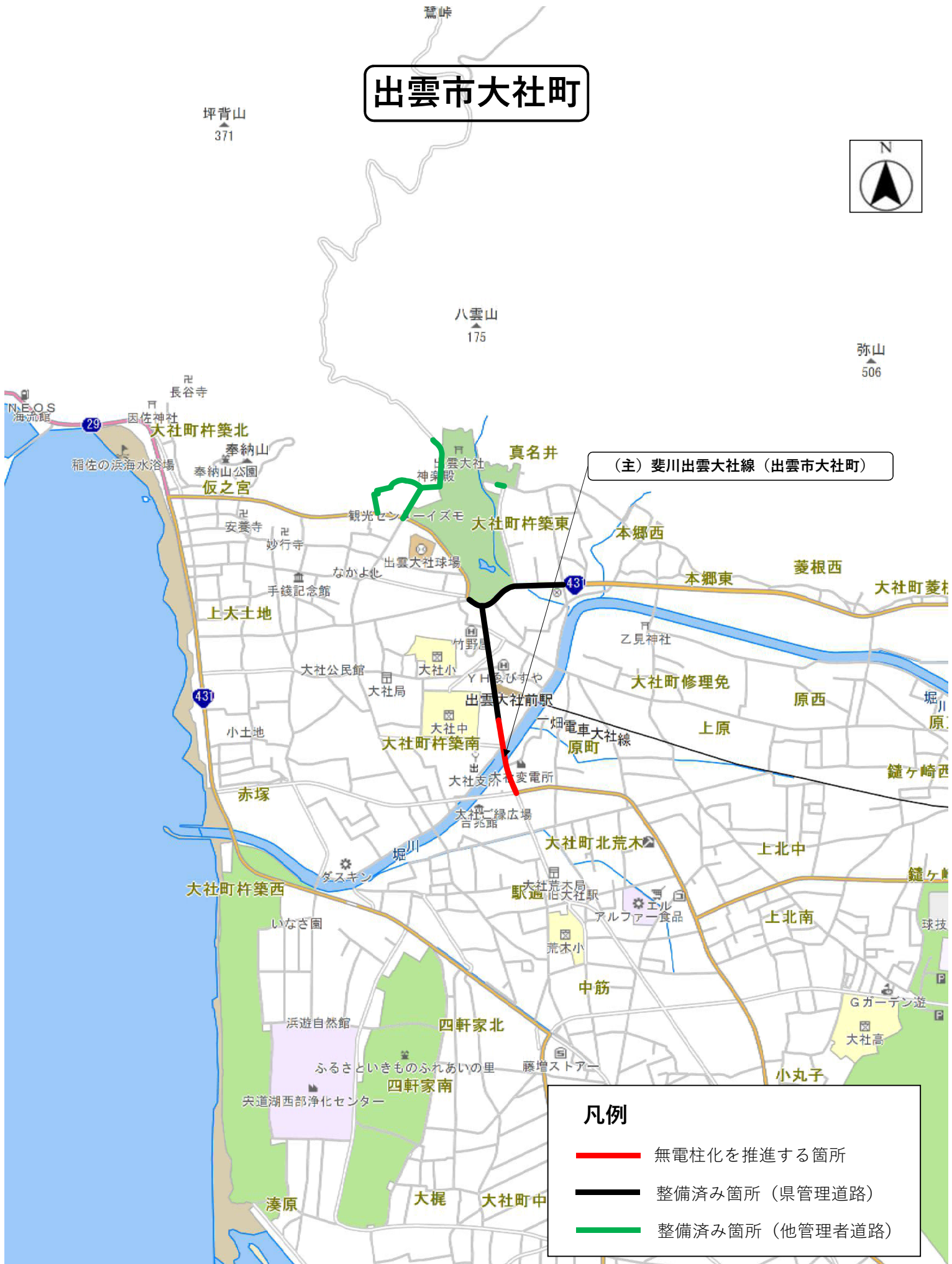
八雲山  
175

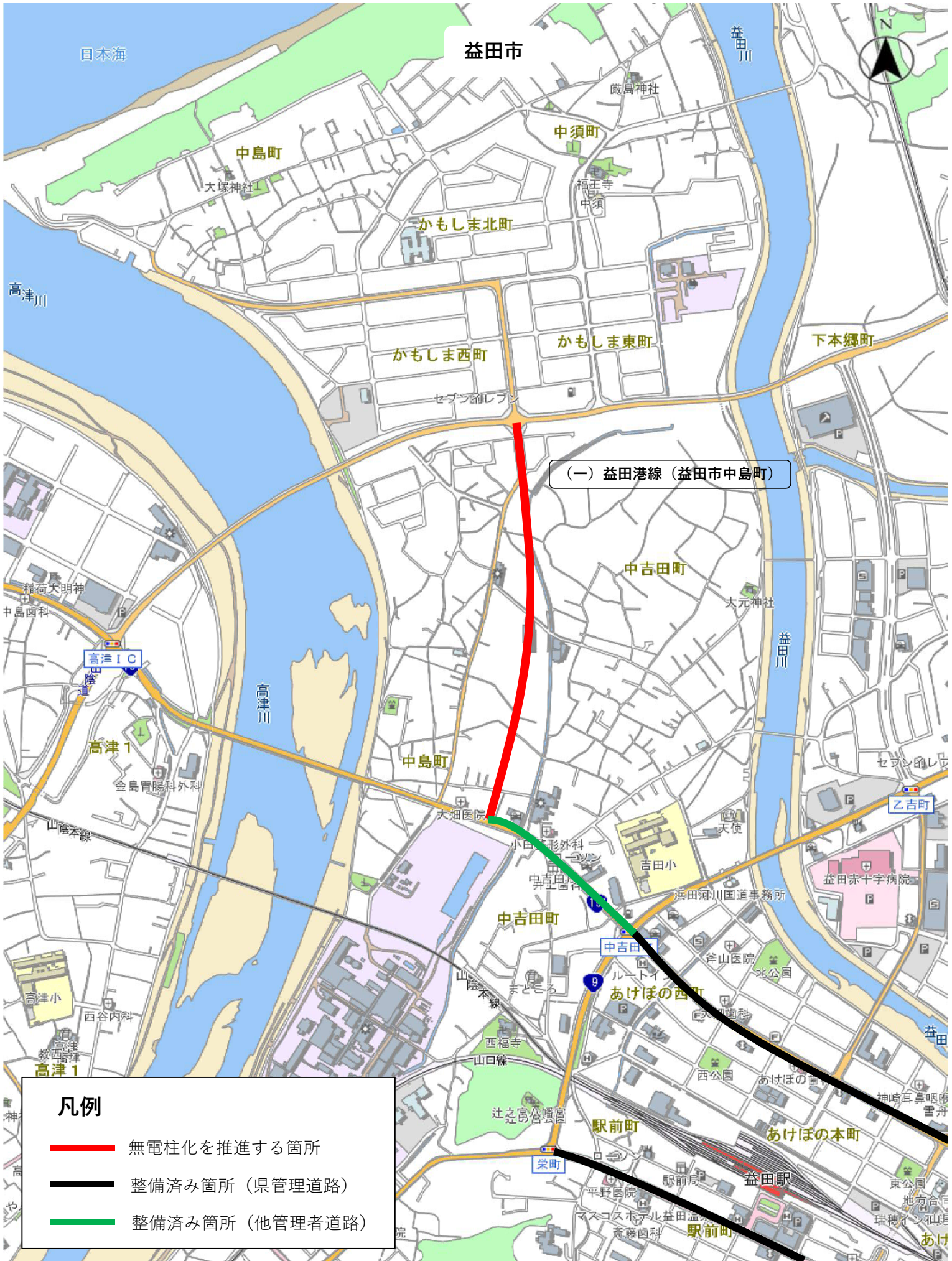
弥山  
506

(主) 斐川出雲大社線 (出雲市大社町)

## 凡例

- 無電柱化を推進する箇所
- 整備済み箇所 (県管理道路)
- 整備済み箇所 (他管理者道路)





**凡例**

- 無電柱化を推進する箇所
- 整備済み箇所（県管理道路）
- 整備済み箇所（他管理者道路）

(一) 益田港線（益田市中島町）




# 大田市大田町



(主) 三瓶山公園線 (大田市大田町)

飯盛山  
▲  
179

## 凡例

-  無電柱化を推進する箇所
-  整備済み箇所 (県管理道路)
-  整備済み箇所 (他管理者道路)